

自由民主党

衆議院議員 **田中かずのり** 和徳

国政報告第252号

ご相談やご意見、ご要望のある方はお気軽にご連絡ください

衆議院議員田中和徳事務所
TEL 03-3508-7294
FAX 03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
E-mail: k-tanaka@kamome.or.jp



米国大統領の初の広島訪問は核兵器廃絶への第一歩！

5月27日、オバマ氏が現職の米国大統領として初めて広島を訪問。

『核兵器なき世界』の実現を訴え、被爆者の方々と対話しました。

1. オバマ大統領の広島訪問

- 5月27日、日本政府の強い要請を受け、オバマ大統領は広島を初訪問し、核廃絶について演説をした。大統領経験者の広島訪問はカーター氏に次ぐ2度目、現職大統領では初となる。

オバマ大統領による演説の概要

- ①これまで人類は様々な理由で多くの戦争を起こし、その度に無数の人命が喪われてきた。科学技術の進歩は核兵器を生み、このままでは人類全体が破滅しかねない。
- ②広島は、そうした歴史の教訓を胸に刻むための場所である。原爆投下の犠牲者をはじめ、戦争で亡くなった人々は皆同じ人類の一員であり、殺されていい人間などどこにもいない。
- ③アメリカをはじめ、核保有国は『核兵器なき世界』を追求していかなければならない。平和協力の推進、外交を通じた紛争の根絶に向けて、誰もが努力していくべきである。

- この後、安倍総理も、日米両国の戦争犠牲者への哀悼の意を捧げ、戦後70年間の両国の和解と同盟関係の歩みを振り返り、日米が核兵器廃絶に向けて一致して努力していくと演説した。
- オバマ大統領は被爆者の方々と抱擁を交わし、原爆ドーム等を視察した。同大統領が、アメリカが先頭に立って『核兵器なき世界』の実現を追求していくとプラハで演説し、ノーベル平和賞を受賞してから7年、核廃絶に向けて歴史的一日となった。

2. 核兵器の拡散と核軍縮の現状

- 1945年、アメリカが原子爆弾を開発し、広島と長崎に投下した結果、約10万人の市民が死亡し、それ以上の人々が被爆の後遺症に苦しめられることになった。核の時代の幕開けである。
- その後、ソ連・イギリス・フランス・中国が核兵器を配備し、より強力な水素爆弾や大陸間弾道ミサイル、原子力潜水艦発射式弾道ミサイル等が実用化されるなど、核開発競争が激化した。
- その一方、国際的な反核世論の高まり、核保有国の既得権益確保といった事情から、1970年、核拡散防止条約が発効し、国際的な核軍縮を進める上で最重要の柱となっている。

核拡散防止条約(NPT)の概要と欠点

概要・・・核兵器保有国をアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5ヶ国に限定する。それ以外の国々の保有は禁止される。ただし、原子力発電等の平和利用は認める。また、核保有国は誠実に核軍縮交渉を行う義務を負う。

欠点・・・インドやパキスタン、イスラエルなど、非加盟国の核開発を防ぐことはできなかった。北朝鮮はNPTに加盟していたが、2003年に脱退し、核開発を続けている。また、核保有国の核軍縮に関しても、成果は未だ限定的なものに留まっている。

- また、米口間で1988年に中距離核戦力全廃条約が、1991年から現在まで数度に渡って戦略兵器削減条約が締結され、両国間で各種の核弾頭や核ミサイルの削減が進められている。
- しかし、ソ連崩壊で旧東側の多くの核技術者が職を失い、軍内部で汚職が蔓延して核物質の横流しが行われた。こうして核開発に必要な不可欠な技術者と核物質が流出した結果、インドやパキスタン、イラン、北朝鮮等が核開発を進め、核兵器の拡散という由々しき事態が起こっている。

3. 核廃絶に向けた日本の取組 国連決議とCTBT推進

- 日本は世界で唯一核兵器を使用された被爆国であり、1954年にはアメリカが太平洋のビキニ環礁で行った核実験によって、第五福竜丸の乗組員をはじめ、多数の被爆者が出た。これらを契機に反核運動が盛り上がった結果、佐藤栄作内閣の時代に『核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず』という非核三原則が閣議決定された。
- 日本は1994年から毎年、国連総会で核兵器廃絶決議を提出し、圧倒的多数の国々の賛同を得て採択されている。近年は決議の共同提案国も100ヶ国を越え、支持が広まっている。しかし、核保有国は軒並み反対もしくは棄権し、決議に応じようとはしない。
- 核開発には核実験が必要不可欠で、核実験の禁止は核軍縮推進の上で極めて重要である。そこで1996年、あらゆる空間での核実験を禁止する包括的核実験禁止条約(CTBT)が国連総会で提案され、圧倒的多数の国家の賛同を得て採択、我が国も1997年に批准した。日本は、核軍縮を推進する上でCTBTの早期発効を極めて重視している。

図1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の概要と発効要件

全ての核実験禁止	大気中・水中・宇宙空間・地下で行われる、あらゆる核実験を禁止する。
専門機関の設立	専門機関として『包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)』を設置し、各批准国がCTBTの規定を遵守するよう支援・監督する。
監視・検証	CTBTOの執行理事会構成国の6割が賛同した場合、条約違反の疑いがある批准国に対して現地査察を行うことができる。この査察はどの国も拒否できない。
発効要件	産業用及び研究用の原子炉を保有していると国際原子力機関(IAEA)が認定した44ヶ国全てがCTBTを批准しなければ、CTBTは発効しない。 2015年現在、アメリカ、中国、北朝鮮、インド、パキスタン、イラン、エジプト、イスラエルが未批准で、この8ヶ国のためにCTBTは未だに発効していない。

- 核実験について強力な監視・検証制度を備えたCTBTは、日本の核軍縮・核不拡散政策にとって必要不可欠な柱であり、日本は未批准国に対する働きかけを強力に推し進めている。
- 具体的には、2009年から2015年までの間、未批准国に対して首脳レベルで13回、外相レベルで19回の批准の呼びかけを行っている。また、未批准国から政府や原子力の関係者を招聘してCTBT批准を働きかける試みも行っている。
この結果、コロンビアやベトナム、インドネシアが批准するなど、日本の取組は成果を上げている。
- しかし、複数の核保有国等が署名や批准を拒んでいるため、CTBTは未発効のままである。アメリカは2009年、オバマ大統領が「核なき世界」構想を発表し、CTBT批准を表明したが、中東やウクライナ情勢の不安定化により、米国内で批准に向けた合意形成は進んでいない。同大統領の広島訪問を契機に、米国内でも核廃絶に向けた気運が高まることが期待される。
- イランは核兵器に必要な高濃縮ウランの製造を推進し、核保有を志向しているという疑惑が存在したが、2015年に欧米6ヶ国との間で合意が成立し、イランの核開発は大きく制限された。日本としても、CTBTの早期発効、『核なき世界』の実現に向けて一層働きかけを強化していく。